

○東松山市保育の必要性の認定基準等を定める条例

平成 26 年 10 月 1 日

条例第 24 号

改正 平成 27 年 12 月 24 日条例第 46 号

令和元年 9 月 30 日条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 20 条の規定による保育の必要性の認定に関する基準その他教育・保育給付認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(保育の認定基準)

第 3 条 保育の認定は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 1 月において、64 時間以上労働することを常態とすること。
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- (5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- (7) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 134 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
- (8) 職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）第 15 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する

指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

- (9) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行うおそれがあると認められること。
- (10) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（前号に該当する場合を除く。）。
- (11) 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市長が認める事由に該当すること。

（保育必要量の認定）

第4条 保育必要量の認定は、次に掲げる2区分に分けて行うものとする。

- (1) 1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）
 - (2) 1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間まで）
- 2 申請を行う小学校就学前子どもの保護者が前条第2号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事由に該当するときは、前項の規定に関わらず、1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間まで）とする。
- 3 市長は、前条第3号、第6号又は第11号に掲げる事由について、保育必要量の認定を第1項に規定する区分に分けて行うことが適当でないとするときは、同項の規定にかかわらず、当該区分に分けないで行うことができる。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(東松山市保育の実施に関する条例の廃止)

- 2 東松山市保育の実施に関する条例（昭和62年東松山市条例第8号）は、廃止する。

(準備行為)

- 3 法附則第12条の規定により法の施行前に行うことができるとされた法第20条の規定による支給認定の手續に当たり、この条例の施行の日以後に保育給付を受ける小学校就学前子どもに係る認定については、この条例の施行前においても第3条及び第4条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成27年12月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月30日条例第18号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。